

# 鳥取縣公報

## 條例

### 鳥取縣條例第二十四号

医薬品販売業者認定試験手数料徴収條例を次のように定める。

昭和二十四年三月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 医薬品販売業者認定試験手数料徴収條例

第一條 医薬品販売業者認定試験手数料を次のように定める。

第二條 前條の規定による手数料はこれを願書に添えて

納付しなければならない。

第三條 この條例によつて納付した手数料はいかなる理由があつても還付しない。

昭和二十四年三月二十五日 金 曜 日  
第 千 九 百 九 十 六 号

本報ノ大キサハ、國定規格 A 5 列

## 附則

この條例は公布の日からこれを施行する。

### 鳥取縣條例第二十五号

知事、副知事等給与條例改正事件

昭和二十二年六月鳥取縣公報第十九号知事、副知事等給与條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年三月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 知事、副知事等給与條例中改正條例

第二條中「知事月額二〇、〇〇〇円」を「知事月額三〇、〇〇〇円」に「副知事月額一五、〇〇〇円以内」を

「副知事月額二二、〇〇〇円以内」に「出納長月額一

二、〇〇〇円以内」を「出納長月額一八、〇〇〇円以内」に「監査委員月額二〇、〇〇〇円以内」を「監査

委員月額二五、〇〇〇円以内」に改める。  
第五條第一号 知事及び副知事は一級吏員に支給する額に左の割合を加算した額

知事 八割  
副知事 六割

第五條第三号中「副出納長」の次に「及び課長たる縣會書記」を挿入する。

第五條第四号中「縣會書記」の次に「(課長を除く)」を挿入する。

附則

この條例は昭和二十四年一月一日からこれを適用する。

◇鳥取縣條例第二十六号

縣會議員等給与條例中改正の件

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十八号縣會議員等給与條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年三月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第五條第一項但書中「但し」の次に「縣會議長は八割」を挿入する。

第五條の二中「月額四千元」を「月額七千元」に改める。  
第五條の三第二項中「三百円」を「七百円」に改める。

別表(一)を左の通り改める。

区 分	報 酬 額
縣 會 議 長	月額 一〇、〇〇〇円
同 副議長	同 八、〇〇〇
同 縣 會 議 員	同 五、〇〇〇
同 選 挙 管 理 委 員 長	同 二、〇〇〇
同 選 挙 管 理 委 員	同 一、〇〇〇
同 監 査 委 員	同 一、五〇〇
同 專 問 委 員	同 一、〇〇〇以内
選 挙 長	一選挙につき 五五〇
同 投票管理者	同 四〇〇
同 開票管理者	同 四〇〇
同 投票立会人	一日につき 一五〇
同 開票立会人	同 一五〇
同 選挙立会人	同 二五〇

附則

この條例は昭和二十四年四月一日からこれを施行する。

◇鳥取縣條例第二十七号

教育長給与條例中改正の件

昭和二十三年十一月鳥取縣條例第七十二号教育長給与條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年三月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

教育長給与條例中改正條例

第二條中「毫万參千円以内」を「毫万九千円以内」に改める。

附則

この條例は昭和二十四年一月一日からこれを適用する。

◇鳥取縣條例第二十八号

教育委員給与條例中改正の件

昭和二十三年十一月鳥取縣條例第七十六号教育委員給与

條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年三月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

教育委員給与條例中改正條例

第二條中「四千元」を「五千元」に「毫千円」を「毫千五百円」に改める。

第三條中「貳千円」を「四千元」に改め左の一項を加える。

前項の規定の適用については鳥取縣旅費支給條例中の月額旅費支給に関する規定は適用しない。

第四條第一項中「(鉄道賃、船賃を除く)」を削除し左の但書を加える。但し鉄道賃、船賃については六割は加算しなす。

第五條中「參百円以内」を「七百円以内」に改める。

附則

この條例は昭和二十四年四月一日からこれを施行する。

◇鳥取縣條例第二十九号

公安委員給与條例中改正の件

昭和二十三年二月鳥取縣條例第六号公安委員給与條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年三月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

公安委員給与條例中改正條例

第二條中「月額三千五百円」を「五千円」に改める。

附則

この條例は昭和二十四年四月一日からこれを施行する。

規 則

◇鳥取縣規則第二十四号

藥事法施行細則を次のように定める。

昭和二十四年三月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 藥事法施行規則(以下規則という)第四條第十六條の規定による藥劑師免許証又は医薬品用具若しくは化粧品製造業の登録更新申請書はそれぞれ十一月十日までに正副二通を知事に提出しなければなら

ない。

第二條 規則第十二條、第二十一條の規定による薬局又は医薬品販売業の登録更新申請書は十一月三十日まで

に知事に提出しなければならぬ。

第三條 藥事法(以下法という)第二十六條第三項の規定による公定書に收められていない医薬品又は用具の製造許可申請書はそれぞれ別記第一号様式又は第二号様式の一、二、三、により知事に提出しなければならぬ。

第四條 規則第十八條の規定による医薬品販売業の登録を受けようとする者でその取扱う医薬品の品目を限つて申請するときは申請書に別記第三号様式による取扱品目書を添えて知事に提出しなければならない。

第五條 規則第二十四條の規定による許可を受けた事項を変更しようとするとき医薬品にあつては別記第四号様式により用具にあつては別記第五号様式によりそれぞれ知事に申請書を提出しなければならない。

第六條 規則第五十三條に規定する配置販売に必要な身

分示す証票は配置販売登録業者が別記第六号様式により知事に申請し知事は別記第七号様式による証票を交付するものとする。

第七條 規則第五十五條の規定による藥劑師又は医薬品用具若しくは化粧品製造業者がその免許証、登録証明書又は登録票を亡失し又はき損したときはそれぞれ別記第八号様式又は第九号様式によりその理由を記載し、き損の場合にはその免許証、登録証明書又は登録票を添えて知事に提出しなければならない。

第八條 藥劑師が死亡し又は失踪の宣告を受けたとき規則第五十六條の規定により提出する届出書は別記第十号様式によらなければならない。

第九條 薬局開設者又は医薬品の販売業者が死亡し又は解散したとき戸籍法による届出義務者(法人にあつて

は清算人)はすみやかにその登録票を添えて別記第十二号様式により知事に届け出なければならない。

第十條 規則第五十七條第一項の規定による登録事項の変更申請書は別記第十三号様式により知事に提出しなければならない。

第十一條 規則第五十八條第一項の規定により公定書に收められたものの品目を変更しようとするときは別記第十五号様式により同條第二項の規定により専任の藥劑師技術者その他の者を変更しようとするときは別記第十六号様式によりそれぞれ登録変更申請書を知事に提出しなければならない。

同條第三項の規定により医薬品の販売業者がその販売する医薬品の範囲を変更しようとするときは別記第十七号様式により登録変更申請書を知事に提出しなければならない。

第十二條 規則第五十九條の規定により医薬品又は用具若しくは化粧品製造業者がその氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所（在地）又は法第二十七條に規定する専任の薬剤師その他の者の氏名及び住所又は製造所の名称を変更したときは別記第十八号様式により知事に提出しなければならない。薬局開設者がその氏名及び住所（法人にあつてはその名称及び主たる事務所（在地）又は管理薬剤師の氏名及び住所若しくは管理薬剤師の氏名及び住所又は薬局の名称を変更したとき又は医薬品の販売業者がその氏名及び住所（法人にあつてはその名称及び主たる事務所（在地）若しくは使用する薬剤師の氏名及び住所又は店舗の名称（配置販売業者にあつては営業の区域）又は使用する薬剤師を変更したときは別記第十九号様式の一によりそれぞれ知事に提出しなければならない。

第十三條 規則第三十條に指定する医薬品以外の品目を扱ふため法第二十九條に規定するも医薬品販売業を

営もうとする者は医薬品の取扱に關する実務三年以上の経験又はこれと同等以上の知識を有すると知事が認めたる者で本縣に於て行ふ認定試験（以下試験という）に合格した者でなければならない。但し薬剤師又は薬剤師を使用する者又は法人であつて合格者を使用する者又は取り扱ふ医薬品の品目を限つて医薬品販売業の登録を受けようとする者はこの限りでない。

第二項 薬品営業並びに薬品取扱規則（明治二十二年法律第十号）薬事法（昭和十八年法律第四十八号）により前項に該当する販売業の免許又は許可を受けたことのある者又は薬種商試験に合格した者は試験に合格した者とみなす。

第十四條 試験は毎年これを行う。その期日及び場所その他試験について必要な事項は試験期日の三十日前までにこれを告示する。

第十五條 試験を分けて学説試験と実地試験とし次の範圍でこれを行う。

学説試験

藥事に関する法規

一、医薬品の性状貯蔵方法及び取扱上の注意事項  
 実地試験  
 医薬品の実物鑑定及び取扱方法

学説試験に合格した者でなければ実地試験を受けることが出来ない。

第十六條 試験を受けようとする者は別記第二十号様式によつて受験願書に次に掲げる書類及び別に定める試験手数料を添えて知事に提出しなければならない。

- 一、履歴書
- 二、戸籍謄本又は戸籍抄本
- 三、寫眞二葉（出願前六箇月以内に撮影した名刺型上半身脱帽で台紙のないものであつて裏面に住所、氏名、生年月日及び撮影年月日を記載すること）

四、医薬品の取扱実務に従事したことを証する事業主の証明書

第十七條 試験に合格した者には別記第二十一号様式による合格証書を交付する。

附則

この規則は昭和二十四年二月五日からこれを適用する。

別記第一号様式

公定書外医薬品製造許可申請書  
 藥事法第二十六條第三項の規定により公定書外医薬品の製造許可を申請する。

年 月 日

住 所

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）

厚生大臣 殿

製造業登録番号	年度第	号
製造所（在地名称）	販 売 名	貯 藏 法
製造の品目	一般的名稱	有効期間
成分、分量又は本質		
製造法		
用法用量		



(5) 設備の略図

記載上の注意

一、製造の種類及び品名  
規則第三十二條に基づく別記第四号表の類別及び品名を記載すること、大日本醫科器械目錄(DIC)の最新版(以下DIOと記す)記載のものは、その品名を記載し、別に販売名があればその販売名を併記すること。

二、形状及び大きさ

DIC記載のものは「DIOによる」と記載すればよい。記載されていないものについては形状大きさを記すると共に文字の記載のみで不明確のものは図をつけること。

三、原料、材料

DIC記載のものは原料、材料の名称のみを記すこと、記載のないものは、原料、材料名及び使用個

所を明記すること。

四、用法及び効能又は性能

主として醫師、齒科醫師、藥劑師、助産婦が使用するもので、これ等のものがその用法効能又は性質を周知している用具については記載しなくても差支えない。右以外のものは詳細に記すること。

五、製造品目が多数あるときは、三、四、五、六、七の各欄には「別紙の通り」と記載し別記第二号様式の二の様式により別紙とし添付すること。

六、製造の設備の概要を別記第二号様式の三の様式により別紙とし添付すること。

七、効能又は性能については実証するに足る証明書を添付すること。

八、用紙は折上り日本標準規格B5(縦二五七糎横八二糎)とすること。

九、この申請書は三通提出すること。

別記第三号様式

品目	製造所名	製造所所在地
----	------	--------

記載上の注意

一、用紙は折上り日本標準規格B5(縦二五七糎横八二糎)とすること。

二、この様式は正、副、三通提出すること。

別記第四号様式

公定書外醫藥品製造許可事項変更申請書

藥事法施行規則第二十四條の規定により公定書外醫藥品の許可事項の変更許可を申請する。

年 月 日

住 所

氏名(法人にあつては名  
称及び代表者氏名) ㊦

厚生大臣 殿

製造業登録番号 年度第 号許可番号 年第 号

製造所	製造所所在地	製造品目	販売名	貯藏法
-----	--------	------	-----	-----

成分量又は本質

製造法

用法用量

効能

検定方法

法第三十二條の規定による基準関係欄

参考事項

記載上の注意

一、本申請は一品目ごとに用紙を改めること。

(例同)成分であつても、一、散剤と錠剤、二、重量の異なる錠剤、三、濃度の異なる注射剤等は夫々各別に申請すること。

二、製造業登録番号欄には当該年度の製造業登録番号を記載すること。

00126

三、許可番号欄には当該品目の現在の許可番号及び許可を受けた年を記載すること。  
 (例昭和二十四年鳥醫第五号)  
 四、一般的名称欄には、販売名の外に一般に通用する名称(慣用名、化学名のようなもの)がある場合に限り記入すること。  
 五、成分分量又は本質欄に記載する成分が日本薬局方又は国民医薬品案に收められているものであるときは、その旨附記すること。  
 (例日本薬局方重炭酸ソーダ 国民医薬品集ビタミンB<sub>2</sub>末)  
 六、変更しようとする製造法について特許があるときは、製造法欄に記載する特許年月日及び特許番号を附記しその特許要旨を記載した別紙を添付すること。  
 七、用法用量又は効能が一般に知られていないものについては、相当の実験成績を添付すること。  
 八、生物學的製劑及び抗菌性物質製造であつてその製法、檢定方法、貯藏法、有効期間が法第三十二條の規定による基準に適合するものについては、該当欄に夫々右基準による旨記載すれば詳細な記載を要しない。但し右基準によらないものについては、各欄に詳細な記載をなし基準と異なる点及びその事由を該当欄に明記すること。  
 九、二部分のみの変更の場合であつても各欄の記載は、省略せず変更のない部分も全部記載すること。(八による省略の場合を除く)  
 一〇、檢定方法欄及び次の欄は生物學的製劑、抗菌性物質製劑、その他厚生大臣の指定する製劑以外の品目の場合は記載を要しない。  
 一一、参考事項欄には変更しようとする個所及びその事由について簡潔な説明を記載すること。  
 一二、各欄は記載事項の多寡により適宜伸縮するか又は当該欄に別紙の通りと記載し当該事項を記載した別紙を添付するも差支ない。  
 一三、用紙は折上り日本標準規格B<sub>6</sub>(縦二五七耗横一八二耗)を使用すること。

一條の規定による基準に適合するものについては、該当欄に夫々右基準による旨記載すれば詳細な記載を要しない。但し右基準によらないものについては、各欄に詳細な記載をなし基準と異なる点及びその事由を該当欄に明記すること。  
 九、二部分のみの変更の場合であつても各欄の記載は、省略せず変更のない部分も全部記載すること。(八による省略の場合を除く)  
 一〇、檢定方法欄及び次の欄は生物學的製劑、抗菌性物質製劑、その他厚生大臣の指定する製劑以外の品目の場合は記載を要しない。  
 一一、参考事項欄には変更しようとする個所及びその事由について簡潔な説明を記載すること。  
 一二、各欄は記載事項の多寡により適宜伸縮するか又は当該欄に別紙の通りと記載し当該事項を記載した別紙を添付するも差支ない。  
 一三、用紙は折上り日本標準規格B<sub>6</sub>(縦二五七耗横一八二耗)を使用すること。

00127

00100

別記第五号様式

用具製造許可事項変更申請書

藥事法施行規則第二十四條の規定により用具の許可事項の変更許可を申請する。

年 月 日

住 所

氏名 (法人にあつては名称) (印)

厚生大臣 殿

製造業登録番号	年度第	号許可番号	年度第	号
製造所名称及び所在地				
製造の種類及び品目	一般名称			
	新	旧	新	旧
用法及び効能又は性能	新	旧	新	旧
	新	旧	新	旧

参考事項

記載上の注意

一、参考事項欄には変更しようとする個所につき、その変更の事由を記載すること。  
 二、許可番号の欄はその品目の製造許可の指令を記載すること。  
 三、一般名称あるものは一般名称欄に記入すること。  
 四、用紙は折上り日本標準規格B<sub>6</sub>(縦二五七耗横一八二耗)を使用すること。  
 五、この申請書は正副二通提出すること。

別記第六号様式

配置販売業配置員身分証明書交付願

藥事法施行規則第五十三條の規定による証明書の交付を申請する。

年 月 日

住 所

氏名 (法人にあつては名称) (印)

鳥取縣知事 殿

00128

営業の区域	氏名並びに生年月日	本籍	住所
記載上の注意			
一、用紙は折上り日本標準規格B5 (縦二五七耗横一八二耗) とする。			
二、配置販売業者の登録票寫			
營業の区域が他の都道府縣のときは当該都道府縣の登録票を呈示して確認を受けること。			
三、配置させようとする者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書			
備考			
配置販売業者自ら販売に従事しようとするときは二、三、の添付書類を要しなす。			

別記第七号様式  
配置販売業配置員身分証明書

配置販売業者

登録年月日

住所

氏名

登録番号

登録更新年度

配置員

本籍

住所

氏名

營業の区域

年月日生

右は配置販売業登録済の配置員であることを証明する

年 月 日

島 取 縣

(縦一五耗横二三〇耗)

00129

別記第八号様式  
薬剤師免許証(登録証明書)再交付申請書

記入

本籍

住所

氏名

生年月日

一、資格取得年月日  
及び薬剤師名簿登録番号

一、資格(薬剤師国家試験又は法第三條第二項第二号)若しくは第七十六條に該当する者)

一、登録番号

一、再交付申請の事由

一、登録後登録事項の変更又は再交付申請の有無及び年月日

右の通り薬剤師免許証(登録証明書)の再交付を願うたぐ別紙(毀損)証明書を添えて申請する。

年 月 日

右 氏 名

別記第九号様式

厚生大臣 職

備考

一、用紙は折上り日本標準規格B5 (縦二五七耗横一八二耗) とすること。

二、收入印紙は消印してはならない。

三、登録番号は当該年度の登録番号によること。

四、亡失(毀損)証明書として引揚又は罹災証明書の寫を添付するときは、本証を提示して、その寫と対照を受けること。

別記第九号様式

醫藥品(用具、化粧品)製造業  
(登録票再交付申請書)

藥事法施行規則第五十五條の規定により醫藥品(用具、化粧品)製造業登録票の再交付を申請する。

年 月 日

住所

氏名(法人にあつては名称及び代表者氏名)

厚生大臣 殿





00132

記載上の注意

- 一、用紙は折上り日本標準規格B5 (縦二五七耗横一八二耗)を使用すること。
- 二、解散したときは理由書を添付すること。
- 三、この届書は薬局登録票又は醫藥品販賣登録票を添えて提出すること。

別記第十三号様式

収入印紙 藥劑師名簿登録事項変更申請書

- 一、新本籍地
- 一、旧本籍地
- 一、現住所

新 氏 名  
旧 氏 名  
生 年 月 日

一、職業

一、変更の事由及び年月日  
右のように変更したので藥事法施行規則第五十七條第一項の規定により申請する。

年 月 日

右 氏 名 印

厚生大臣 殿

備 考

- 一、用紙は折上り日本標準規格B5 (縦二五七耗横一八二耗)とすること。
- 二、収入印紙は消印してはならない。
- 三、免許証及び登録証の寫を添付すること。
- 四、この申請書は正副二通提出し正本に収入印紙を貼付すること。

別記第十四号様式

藥劑師住所異動届

藥事法施行規則第五十七條第三項の規定により左の通り届出る。

年 月 日  
住 所

氏 名 印

鳥取縣知事 殿

00133

本 簿	新 住 所	旧 住 所	氏 名 及 び 生 年 月 日	異 動 年 月 日	登 録 年 月 日	資 格 所 得 年 月 及 び 資 格	登 録 後 藥 劑 師 免 許 証 の 再 交 付 を 受 け た こ と の 有 無 及 び 理 由	職 業	藥劑師免許証登録証 明書の有無及び交付 を受けた府縣名更新 年月日登録証明書番 号
-----	-------	-------	-----------------	-----------	-----------	---------------------	---	-----	---

記載上の注意

- 一、資格所得年月及び資格欄は法第十四條資格所得年月及び資格と藥劑師国家試験合格年月(例昭和二十四年三月東京大學醫學部醫藥科卒業昭和二十四年六月)

月藥劑師国家試験合格

この法律施行前に資格を有していた者は資格所得年月日及びその資格を記入すること(例大正六年藥劑師試験合格昭和十八年三月帝國女子藥學專門學校卒業)

- 二、職業欄はその職場名及びその職務内容を記入すること。(例鳥取縣立中央病院勤務藥劑師)
- 三、用紙は折上り日本標準規格B5 (縦二五七耗横一八二耗)を使用すること。

別記第十五号様式

醫藥品製造業登録品目変更申請書

藥事法施行規則第五十八條第一項の規定により登録品目の変更を申請する。

年 月 日

住 所

氏名 (法人にあつては名称及び代表者氏名) 印

厚生大臣 殿

00134

製造業登録番号	年度第 号
製造所の所在地	
変更しようとする品目	
参考事項	

記載上の注意

- 一、この申請書は公定書医薬品の品目変更の場合に限り提出すること。
- 二、製造登録番号欄には当該年度の登録番号を記載すること。
- 三、変更しようとする品目欄には変更しようとする品目につき日本薬局方医薬品と国民医薬品とに分け夫々五十音順に記載し且つその品目が追加であるか廃止であるかを附記すること。
- 四、用紙は折上り日本標準規格B5 (縦二五七耗横一八二耗)とする。

五、この申請書は三通提出すること。

別記第十六号様式

医薬品製造業専任管理者登録変更申請書

薬事法施行規則第五十八條第二項の規定により専任の管理者の登録変更を申請する。

年 月 日

住所

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) ㊦

厚生大臣 殿

製造業登録番号	年度第 号
専任管理者	
住所	
資格	新 旧
氏名	
変更事項	

記載上の注意

- 一、登録番号欄には当該年度の登録番号を記入すること。

00135

00135

別記第十七号様式

医薬品販賣業登録事項変更申請書

薬事法施行規則第五十八條の規定により販賣する医薬品の範囲を変更したので申請する。

年 月 日

住所

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) ㊦

鳥取縣知事 殿

登録番号	年 第 号
店舗の名称及び所在地	
変更の理由	
変更しようとする品目	別紙の通り

一、資格については氏名の上に薬剤師、醫師其の他の技術者の別を明記すること。

三、用紙は折上り日本標準規格B6 (縦二五七耗横一八二耗)とすること。

四、この申請書は三通提出すること。

別記第十八号様式

医薬品 (用具化粧品) 製造業登録事項変更届

薬事法施行規則第五十九條の規定により左の通り届出る。

年 月 日

住所

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) ㊦

厚生大臣 殿

品目	製造所名	製造所々在地
----	------	--------

記載上の注意

- 一、別紙は正副二通提出すること。
- 二、用紙は折上り日本標準規格B5 (縦二五七耗横一八二耗)とすること。

00136

製造業登録番号	年度第	号
住所氏名	新	旧
製造所の名称	新	旧
専任薬剤師其 他の者の住 所氏名	新	旧

記載上の注意

- 一、製造業登録番号欄には当該年度の登録番号を記載すること。
- 二、変更のあつたもののみについて記載し不要欄には記載しないこと。
- 三、この届書は製造業者が個人であつたものが会社を組織しその会社が事業を継承しようとする場合若しくは合名会社が株式会社になつたような場合又は製造所の所在地を移轉した場合等には提出してはならない。この場合にはすべて法第二十六條第一項の規

- 定による登録申請をしなければならない。
- 四、専任薬剤師その他のものについては單にその者の住所又は姓名に變更があつた場合にのみこの届書を提出し従前の者と全然異なるものに變更しようとするときは規則第五十八條第二項の規定による申請をしなければならない。
  - 五、用紙は折上り日本標準規格B5(縦二五七耗横一八二耗)とする。
  - 六、この届書は三通提出すること。

別記第十九号様式の二

醫藥品販賣業登録事項変更申請書

藥事法施行規則第五十九條の規定により左の通り届出る。

年 月 日  
住 所

氏名 (法人にあつては名  
称及び代表者氏名) 印

鳥取縣知事 殿

00137

醫藥品 販賣業登録番号	年度第	号
店舗の名称配 置販賣にあつ ては營業の区 域	新	旧
管理薬剤師若 しくは管理者 の住所及び氏 名	新	旧

記載上の注意

- 一、登録番号欄には当該年度の登録番号を記載すること。
- 二、變更のあつたもののみについて記載し不要欄には記載しないこと。
- 三、この届書は登録業者が個人であつたものが会社を組織しその会社が事業を継承しようとする場合若しくは合名会社が株式会社になつたような場合又は店舗の所在地を移轉した場合等には提出してはならない。この場合にはすべて法第二十条第一項又は法第二十九條第一項の規定によつて登録申請をしなければならない。

四、用紙は折上り日本標準規格B5(縦二五七耗横一八二耗)とすること。  
別記第二十号様式  
醫藥品販賣業者認定試験願

醫藥品販賣業者認定試験を受けたので關係書類を添えてお願いします。

年 月 日  
住 所

氏名 印

鳥取縣知事 殿

本 籍	住 所	氏名及び 生年月日	試験の種類	醫藥品の 取扱試験	参考事項

記載上の注意

00136

00137

一、試験の種類欄には学説試験実地試験の別又は学説実地試験と列記すること。

二、参考事項欄には学説試験に合格し実地試験だけ受けようとするものはその合格したこと及び合格年月日を記入すること。

その他薬事に関する講習会等に出席したこと等があればその事項を記入すること。

三、用紙は折上り日本標準規格B5(縦二五七横一八二耗)とすること。

別記第二十一号様式

第 号	試験合格証書
寫眞	氏名
右は年月日鳥取	年月日生
縣に於て施行した	
品販賣業者認定試験に	
合格したことを証する	
年月日	
鳥取縣知事氏名圖	

(縦一九横二七耗)

鳥取縣規則第二十五号

鳥取縣立農業講習所規程を左の通り定める。

昭和二十四年三月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立農業講習所規程

第一章 総則

第一條 鳥取縣立農業講習所(以下講習所という)は農業改良普及員等の養成並びにその再教育を行うことを目的とする。

第二條 講習所には所長その他必要な職員を置く。

所長は、知事の指揮監督を受け所務を掌理する。

所長に事故があるときは、上席のものがその職務を代理する。

第三條 講習所の入所出願資格者は左の各号の一に該当する者で身体強健志操堅実な者とする。

一、農業を主とする新制高等学校の卒業生

二、甲種農学校卒業後一箇年以上農業に関する試験研究機関又は教育機関において試験研究又は教育に従

事した者。

三、甲種農学校卒業後一箇年以上農業に関する普及事業に従事した者。

第四條 講習所の講習期間は二箇年とする、但し授業料は徴收しない。

第五條 講習期間中は予算の範囲内で手当を支給する。

第六條 講習生の定員は三十名とする。

第二章 学年学科目及び休業日

第七條 学年は四月一日から始まり翌年三月三十一日に終る。

第八條 教授科目及びその時間数は別表の通りとする、但し所長が講習上必要と認める場合は適宜變更することができる。

第九條 前條に掲げる教授科目及び実験、実習の外適宜所外に於て普及技術の習得のため実地教育を行う。

第十條 休業日は左の通りとする。但し所長が必要と認める場合は休業日においても臨時に学科実験実習又は実地教育を課することができる。

一、祝日

二、開所記念日

三、日曜日

四、夏期休暇 三五日

五、冬期休暇 二五日

六、学年未休暇 一五日

第三章 入所休所退所及び賞罰

第十一條 入所希望者は入所願書(様式第一号)に履歴書(様式第二号)戸簿抄本、最終学校の成績証明書及び本人の寫眞(無帽半身像)を添えこれを所長に提出しなければならない。但し第三條第二号及び第三号に該当するものにあつては、所定の経験を証するにたりる証明書を添付しなければならない。

第十二條 入所希望者に対しては筆記試験、口答試問、人物検査、体格検査等を行う。

前項の筆記試験、口答試問、人物検査等の実施期日場所試験項目その他募集に関し必要な事項は毎年これを公示する。

第十三條 入所を許可された者は、縣内に居住する成年者で獨立の生計を営む者二人を保証人に定め保証書(様式第三号)を所長に提出しなければならない。保証人が死亡し又は保証人としての資格を失つた場合は、前項により更に保証人を定めねばならない。

第十四條 講習生は寄宿舎に入舎するものとする。但しやむを得ざる理由により所長が許可した場合はこの限りではない。

第十五條 講習生又は保証人がその住所又は氏名を變更した場合直ちに所長に報告しなければならない。

第十六條 講習生は、病氣その他やむを得ない理由により所長の許可を受けた場合は休所又は退所することができる。

第十七條 所長は成業の見込のない者又はこの規程に違反した者に対し退所を命ずることができる。

第十八條 講習所の所定の課程を修了した者には卒業證書(様式第四号)を授与する。

第十九條 所長は學業成績及び操行の優良な者を褒賞することができる。

第二十條 この規程に定めるものの外講習所に關する細則は所長が別にこれを定める。

第四章 短期講習

第二十一條 講習所は改良普及員及びその他の農業技術者の指導力の向上をはかるため別に短期講習を行う。

第二十二條 短期講習の受講資格者は農業に關する大学、若しくは専門学校卒業者又は農業改良普及員その他の農業技術者とする。

第二十三條 この講習の期間は所長が適宜これを定める。

附則

第二十四條 この規程は昭和二十四年四月一日からこれを施行する。

第二十五條 昭和二十三年度において従来の農業技術員養成所に在所する者で当該年度において第一学年及び第二学年であつた者については第三條の規程にかゝわらずこの講習所の第一学年及び第二学年に夫々編入することができる。

00141

(別表)

教授科目及び時間数

科 目	第一 学 年		第二 学 年		備 考
	単位時間	実験時間	単位時間	実験時間	
農業汎論	二	三〇			
植物生理	二	三〇	一	四五	
育 種	二	三〇			
作物種	四	六〇	三	一三五	飼料作物、工芸作物を含む
園 芸	三	四五	二	三〇	果樹を含む
土 壤	二	三〇			地質及び土壤定性分析を含む
肥 料	二	三〇	二	三〇	肥料分析及び施肥堆肥の実習を含む
病 害	二	三〇	一	四五	
畜産汎論	二	三〇			
畜産生理	二	三〇	一	四五	
家畜衛生、生理	二	三〇			家畜傳染病を含む
家畜養殖	二	三〇	一	四五	家畜人工授精術を含む
家畜飼養管理					
畜力利用					

農産加工	二	三〇	二	九〇			
畜産加工					二	三〇	二九〇
農機具及機械	二	三〇			二	三〇	二九〇
農業経済	二	三〇					九〇
農業経営			四	六〇	一	四五	農業簿記を含む
農政時事	一	一五			一	一五	農業法規、協同組合大意を含む
農業氣象	二	三〇					收量調査実習を含む
農業土木	二	三〇		四五			
農林統計	二	三〇					
農村電化	二	三〇		四五			
同 副業	二	三〇					
同 生活	一	一五					家事栄養を主とす
林業概論	二	三〇					
養蚕	一	一五					
英語	二	三〇			二	三〇	三 一三五
農民教育及び普及技術	一	一五			二	三〇	三 一三五
農場実習			二	九〇	二	九〇	発表演習を含む
計	五	六七五	一七	六七五	二七	四〇五	二五 一一二五

【備 考】

(一) 学課一単位は毎週一時間一五週間授業するもの  
実習同 三時間同

(二) 授業時間は平日八時間、土曜日四時間

(三) 一箇年(休業日を除く)の授業時間は各学年一、五三〇時間とし第八條の規定に依る授業時間数の變更はこの二割以内とする。

様式第一号(用紙半紙)

入 所 願 書

この度貴所講習生として入所致したので別紙履歴書、成績証明書及び戸籍抄本に寫眞を添え御願ひ致します。

年 月 日 氏 名

鳥取縣立農業講習所長 殿 年 月 日 生

様式第二号(用紙半紙)

履 歴 書

本籍地 現任所 戸籍筆頭者との続柄

一 学 業 氏 名

二 業 務 年 月 日 生

三 賞 罰 右の通り相違ありません

年 月 日 氏 名

様式第三号(用紙半紙)

印 紙 入 誓 約 書

この度入所を許可せられたに付いては規程等を堅く守り専心勉強することを誓ひます。

現住所

本人 氏 名 年 月 日 生  
右、この慶入所を許可せられたるに付いては規程等堅く守らせ尙本人在所中の一切の事件は我々が引受けます。

本籍

現住所

本人との関係

右保証人 氏 名

本籍

現住所

本人との関係

右保証人 氏 名

鳥取縣立農業講習所長

様式第四号

第 号

卒業証書

氏 名 年 月 日 生  
右の者本所々定の課程を修めこれを卒業したることを証する  
鳥取縣立農業講習所長 氏 名

告 示

鳥取縣告示第百三十七号

東伯地方事務所管内において次の通り亡失の旨届出があつたので昭和二十年十二月二十一日以降無効とする。  
昭和二十四年三月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区分 番号 交付年月日 所屬庁名 職名 氏 名

縣稅檢査章 九九 昭和十八年 浦安町 書記 藤本勲一  
六月三十日 役 場

鳥取縣告示第百三十八号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條第一項の規定により西伯郡上長田村農地委員会委員の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。  
昭和二十四年三月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十四年三月二十五日より  
同年同月二十七日まで

鳥取縣告示第百三十九号

昭和二十四年度鳥取縣立農業講習所講習生を左記要項により募集する。  
昭和二十四年三月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、養成目的

農業講習施設は農業改良助長法施行に伴う農業改良普及職員等の養成並びに再教育を行うことを目的とする。

二、養成課程

卒業証書

氏 名 年 月 日 生  
右の者本所々定の課程を修めこれを卒業したることを証する  
鳥取縣立農業講習所長 氏 名

告 示

鳥取縣告示第百三十七号

東伯地方事務所管内において次の通り亡失の旨届出があつたので昭和二十年十二月二十一日以降無効とする。  
昭和二十四年三月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区分 番号 交付年月日 所屬庁名 職名 氏 名

縣稅檢査章 九九 昭和十八年 浦安町 書記 藤本勲一  
六月三十日 役 場

四、入所資格

三、修業年限 二箇年(大学専門卒半箇年以上)  
勤勉にして身体強健志操堅実なる努力家にして左の学力を有するもの。

一、農業を主とする新制高等学校卒業生及び甲種農学校卒業後一箇年以上農業に関する試験研究又は教育機関において試験研究又は教育に従事し若しくは農業に関する普及事業に従事したもの。

二、農業に関する大学専門学校卒業生にして農業改良普及職員にならうとするもの。

五、募集人員 三十名

六、入所試験科目



00146

(1) 数学、農業、物象、面接、農業を主とする高等学  
校卒業程度

(2) 期日 昭和二十四年四月十一日午前八時三十分

(3) 場所 鳥取市吉成 鳥取縣立農事試験場

七、志願手続

志願者は別紙の志願書に自筆の履歴書並びに学校成績  
証明書を添付し三月三十一日までに所長宛提出する。

八、宿舍設備

宿泊不可能 通学可能地域に下宿することが望ましい。

九、修業中の特典

(一) 受講習生には別に定める予算の範囲内に於て手当  
を支給する。

(二) 授業料は徴収しない。

(三) 卒業者は農業普及員の受験資格が得られる。

十、その他詳細については切手封入の上当所に問合せの  
こと。

入所願書 (様式第一号用紙半紙)

度貴所講習生として入所いたしので別紙履歴

書、成績証明書及び戸籍抄本に寫眞を添え御願ひ致し  
ます。

年 月 日

氏 名 氏 名 氏 名

年 月 日 年 月 日 年 月 日

鳥取縣立農業講習所長

殿

履 歴 書

本籍

現住所

戸籍筆頭者との続柄

職業

氏 名 氏 名 氏 名

一、学 業

二、業 務

三、賞 罰

右の通り相違ありません

年 月 日

氏 名 氏 名 氏 名

00147

鳥取縣告示第百四十号

昭和二十四年度鳥取縣立農事試験場研究生を左記要項に  
より募集する。

昭和二十四年三月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、養成の目的

農事試験場に於て農業に関する學術技能を習得するを  
目的とする。

二、研究の種類

稻(水、陸) 麦、甘藷、馬鈴薯、雜穀、土壤、肥料、  
病害虫園芸(果樹、蔬菜) 農機具

三、研究期間 一箇年

四、入場資格 新制中學を卒業したもの以上

五、募集人員

六、詮 衡

(一) 期 日 四月十一日午前九時より

(二) 場 所 鳥取市吉成 鳥取縣立農事試験場

七、志願手続

志願者は別紙の志願書及び履歴書に最終學校成績証明  
書を添付し三月三十一日までに場長へ提出する。  
八、研究生は縣内に居住する成年者で獨立の生計を営む  
者一人を保証人として別記様式の保証書を場長へ提出  
する。

九、詳細については切手封入の上鳥取市吉成鳥取縣立農  
事試験場へ問合せること。

様 式

農業研究生志願書

費場研究生として入場いたしたく履歴書及び成績証明  
書を添え茲に御願ひ致します

昭和二十四年 月 日

住 所

職業 戸籍筆頭者の氏名 続柄

氏 名 氏 名 氏 名

鳥取縣立農事試験場長殿

00148

履歷書	本籍地	現住所	戸籍筆頭者 の職業 ふりかな 氏名	戸籍筆頭 者の名	戸籍筆頭者 との続柄	生年 月日	昭和 年月日
右の通り相違ありません							
昭和二十四年 月 日							
右 氏 名 印							

鳥取縣告示第百四十一号

昭和二十四年度醫藥品販賣業認定試験を次のとおり施行する。

昭和二十四年三月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

試験の種類、科目、日時及び場所

學說試験

試験科目

藥事に關する法規

醫藥品の性状貯藏方法及び取扱上の注意事項

日時 昭和二十四年四月二十六日(火)午前十時

場所 鳥取市本町一丁目 鳥取縣中央病院

實地試験

試験科目

醫藥品の實物鑑定及び取扱方法

日時場所については學說試験合格者を通知する。

志願者は昭和二十四年四月二十日までに願書に試験手数料三百円を添えて直接衛生部藥務課宛提出すること。

00149

鳥取縣告示第百四十二号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十四年三月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡上長田村大字上中谷一ノ一九四番地  
現住所 同光徳村大字東坪九一番屋敷 小谷徳雄方

昭和二十四年三月五日第一、三三三三号

遠 藤 喜 代 子

昭和二年二月三日生

本籍地 鳥取市上町八九番地  
現住所 同江崎町二番地

昭和二十四年三月五日第一、三三三四号

伊 藤 愛 子

大正十五年三月七日生

本籍地 岩美郡本庄村大字高山六、三二番地  
現住所 同

昭和二十四年三月五日第一、三三三五号

田 中 督 視

明治四十四年五月二十五日生

鳥取縣告示第百四十三号

助産婦名簿から次の者を取消した

昭和二十四年三月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 千葉縣葛飾郡柏町大字柏町四六番地  
住所地 東伯郡西郷村大字栗尾二〇一番地

昭和二十三年十月二十七日日本籍地を轉住により昭和二十四年一月二十四日助産婦名簿取消方願出た

ので昭和二十四年三月五日助産婦名簿より取消す。

森 麻 子

大正二年二月二日生

鳥取縣告示第百四十四号

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十四年三月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前本籍地 八頭郡若櫻町大字湯原一三七番地

現本籍地 同隼村大字郡家二八一番一地

00150-1

昭和二十三年十二月九日婚姻により前姓「竹本」を「西村」名簿訂正方顯出に対し同年三月一日訂正

正

西村 ゆき

大正六年七月二十六日生

前住所 氣高郡小鷺河村大字河内 遠藤定藏方

現住所 同豊実村大字大桶

昭和二十四年二月二十日住所變更により同年同月同日名簿訂正方顯出に対し同年三月一日訂正

原田 美代

明治四十五年二月二十八日生

前住所 東伯郡東郷村大字小鹿谷二四六番地

現住所 同花見村大字門田三五三番地

昭和二十四年一月十日住所變更により同年同月十日五日名簿訂正方顯出に対し同年三月一日訂正

前田 すみ子

大正十四年七月一日生

前住所 東伯郡舎人村大字野方二番屋敷

現住所 同東郷村大字中興寺三三二番地

昭和二十二年三月二日住所變更により昭和二十四年三月一日名簿訂正方顯出に対し同年同月同日訂正

正

本庄 とし子

明治三十九年二月五日生

昭和二十四年二月十八日付鳥取縣告示第八十五号及第八十六号中誤があるので左記の通り正誤する。

頁	行目	誤	正
二六	一一	小合段	川合段
二九	九	八、四〇八	六、四〇八
三二	六	内、一〇〇	内一、〇〇〇
同	九	同安部村目下	同安部村目下部
同	同	五、〇〇〇	七、五〇〇
同	同	同	同
同	一一	一七、四七三	一七、四二三
同	同	一七、四三二	一七、四三三

00150-2

三八 一 八八二ノ三 八八二ノ一ノ一 四二 八 三七、一一八 三七、一二八

同 二 八八二ノ二 八八二ノ一ノ二 同 同 同 同

同 一四 九五六 五九六 四六 五 二、五〇〇 一、四〇〇

三五 三 同 同 同 同 同 同

同 一三 田淵元次郎 畑中三太郎 同 一七 安住岩藏 安住岩藏

同 一八 同智頭町頭木工合資会社、鳥取縣 池田村同 四八 二 一一五 一一〇

同 七 二〇、三一〇 一一〇、三一〇 四九 九 八五三ノ三 八七五ノ三

同 同 同 同 五〇 一七 七五四ノ三 同 四

同 一三 智頭町 池田村 五一 一五 二二七 七三二

同 同 米原章三、鳥取縣 同 同 同 同

同 一四 兵庫縣飾磨郡白浜町 同 五五 四 國政和臣 國政和臣外二名

同 二八八 富士谷利作 同 同 同 同

同 一六 兵庫縣佐用郡平橋町 同 五六 二 滝ヶ谷 滝ヶ谷

同 平橋五六一 原田耕一 同 同 同 同

三八 一 山郷村、農林省 山郷村 五九 一〇 岩本軍平 岸本軍平外一名

四〇 一七 大徳 大途 六二 五 外新聞東通り 外新聞東通り

四一 一 本谷上光平 本谷上ミ平

同 四 熊谷喜十郎外九名 熊谷嘉十郎外九名